

SBS／AHTを考える 家族の会

厚生労働省社会保障審議会児童部会
社会的養育専門委員会 御中

令和3年12月17日
SBS/AHTを考える家族の会
代表 菅家 英昭

意見書

(一時保護時の司法審査に関する「報告書案」について)

私達は、児童相談所による過剰な一時保護を経験した家族が集う団体です。

前回(第39回)、前々回(第38回)に一時保護時の司法審査に関して意見書を提出させて頂きましたが、私たちの意見はまったく反映されていないように思います。特に遺憾に感じるのは、条約の遵守を求める私たちの意見がなぜ採用されないのか、その理由すら示して頂けないことです。

今後の建設的な議論につなげていくためにも、せめて理由だけでも具体的に示して頂きますようお願い申し上げます。

命を守るという大儀が免罪符のように使われ、家庭(特に子ども)が蔑ろにされており、やりきれない気持ちです。

記

【意見】子ども・保護者への司法による意見聴取の機会を付与せず、子ども・保護者の不服申し立ても認めないのであれば、報告書においてその理由を具体的に明記してください。

意見に対する理由

私たちは、そもそも今回の逮捕状類似の「一時保護状」案に賛同するものではありませんが、仮にこの案を前提に議論を進めた場合であっても、少なくとも、子ども・保護者への意見聴取の機会を付与してほしいこと、並びに、児童相談所側だけではなく、子ども・保護者側にも不服申し立てを認めてほしいと訴えてまいりました。

児童の権利に関する条約9条2項には「すべての関係当事者は、1の規定（注：一時保護時の司法審査を義務付ける規定）に基づくいかなる手続きにおいても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する」と記載されています。

条約上、私たちの意見は手続き保障として当然に認められるべきものであると考えておりますが、報告書案では採用されていませんし、これまでその理由すら明確に示されていないように思います。

意見聴取の機会付与については、前回、「審査請求後数日以内に子ども・保護者から申し出があった場合に限って」認めるといった対案も提示しております。もし、こうした案の採用が困難なのであれば、その具体的な理由を示して頂けないでしょうか。それによって手続きの迅速性が後退するという理由であれば、それはどの程度後退するのか。あるいは、関係機関の人員等の体制整備の問題であれば、それはどの程度不足しているのか。

このままでは、今後どの点が解消されれば条約上求められている子ども・保護者の手続き保障を実現できるかの議論が前に進みません。

子ども・保護者の不服申し立てを認めない点も同様です。報告書案の記載からすると、不服審査や取消訴訟（執行停止）の申し立てが可能であるからそちらで争えば足りるという考えだと思われます。

しかし、実効的な救済につながらない手段の存在を理由に、不服申し立てを認めないというのは到底納得できるものではありません。

一時保護期間（2か月）以内に、一時保護処分に対して不服審査や取消訴訟が認められて、上記期間内に子どもが家庭復帰した例が過去にあったのでしょうか。その例を私たちは寡聞にして知りません。もしあったのであれば、ぜひ実例を示して頂きたいです。

報告書案では、児童相談所側の不服申し立ては「子どもの生命及び重大な危害が生じるおそれがある」から必要だとされており、私たちもこの点に異論はありません。私たちが申しあげたいのは、このことは、子ども・保護者側の不服申し立てを不要とする理由にはならないということです。条約上も、そして、今回の一時保護時の司法審査導入の趣旨からも、子ども・保護者側の不服申し立ても認められて然るべきだと思います。

さらに、ここで私たちが想定している不服申し立て手続きは、（刑事事件の勾留処分における）準抗告類似の不服申し立てです。準抗告は、申し立てから1～2日程度で迅速な決定が行われています。ですので、不服申し立てを認めたところで手続きの迅速性が後退するとも思えません。にもかかわらず、子ども・保護者側の不服申し立て制度を採用できない実質的な理由はいったい何なのでしょう。ぜひ具体的に示して頂きたいと思います。

以上